

**令和 6 年三重県議会定例会  
総務地域連携交通常任委員会 説明資料**

**目 次**

**◎議案補充説明**

- 1 議案第 24 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1
- 2 議案第 25 号 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例案について . . . . . 7
- 3 議案第 27 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について . . . . . 11
- 4 議案第 54 号 財産の処分について . . . . . 15

**◎所管事項**

- 1 「三重県リニア基本戦略（仮称）」最終案について . . . . . 17
- 2 「三重県地域公共交通計画（仮称）」最終案について . . . . . 25
- 3 「三重県自転車活用推進計画 改定版」最終案について . . . . . 31
- 4 公共交通の維持・確保に向けた取組について . . . . . 35
- 5 移住促進の取組について . . . . . 39
- 6 スポーツの推進について . . . . . 47
- 7 南部地域の振興に向けた取組について . . . . . 51
- 8 令和 4 年度包括外部監査結果に対する対応結果について . . . . . 59
- 9 審議会等の審議状況について（報告） . . . . . 63

**○別冊資料**

- （別冊 1） 三重県リニア基本戦略（仮称）（最終案）
- （別冊 2） 三重県地域公共交通計画（仮称）（最終案）
- （別冊 3） 三重県自転車活用推進計画 改定版（最終案）

**令和 6 年 3 月 11 日  
地域連携・交通部**



(議案補充説明)

**1 議案第 24 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案について**

**1 改正理由**

住民基本台帳法の規定に基づき、知事が条例で定めた事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報(※)を利用することができます。今回、行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務を追加するとともに、住民基本台帳法の一部改正等に伴い規定を整理する等の改正を行います。

(※) 本人確認情報…氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号、変更情報

**2 改正内容**

**(1) 事務の追加**

下記の事務について住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる事務に追加します。

- ・特定非営利活動促進法に基づくNPO法人に対する督促、改善命令等の監督に関する事務

**(2) 事務の削除**

条例において本人確認情報を提供及び利用できると規定していた下記の事務について、住民基本台帳法の規定に基づき提供及び利用できることから削除します。

- ・地方税法及び市町の条例に基づく市町村税の賦課又は徴収に関する事務
- ・地方税法及び三重県県税条例に基づく県税等の賦課又は徴収に関する事務
- ・地方税法に基づく県税等の犯則事件の調査に関する事務

**(3) 条項ずれの解消**

住民基本台帳法の一部改正により発生する条項ずれを解消します。

**3 施行期日**

- (1) 上記2(1)については、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 上記2(2)については、公布の日から施行します。
- (3) 上記2(3)については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日から施行します。

議案第二十四号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年二月十九日

三重県知事 一見勝之

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(本人確認情報を提供する市町の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第二条 法第三十条の十三第一項の条例で定める県の区域内の市町の市町長その他の執行機関（以下「市町の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(市町の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第三条 法第三十条の十三第一項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第六条第一号において同じ。）から電気通信回線を通じて市町の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p>
<p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p>	<p>第四条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p>
<p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号に</p>	<p>第五条 法第三十条の十五第二項第二号に</p>

規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第二のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第四条 法第三十条の十五第二項第二号の

規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 （略）

第五条・第六条 （略）

別表第一（第二条関係）

規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務は、別表第三のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第六条 法第三十条の十五第二項第二号の

規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二 （略）

第七条・第八条 （略）

別表第一（第二条関係）

市町の執行機関	事務
市町長	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び市町の条例に基づく市町村税（当該市町村税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

- 一 地方税法及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）に基づく県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県

<p>一〇九 (略)</p> <p>別表第二 (第三条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>条例第五十一号) 第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号) 第八条の規定により賦課徴収する特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号) 第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。)の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>二 地方税法に基づく県税の犯則事件(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる特別法人事業税に関する犯則事件及び地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。)の調査に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>三〇十一 (略)</p> <p>別表第三 (第五条関係)</p> <p>(略)</p>
---	---

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定による特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する所轄庁の監督に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>三〜十（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二〜九（略）</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第一の改正規定は令和六年四月一日から、同条例第一条の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に定める日から施行する。

提案理由

行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務を加えるとともに、住民基本台帳法の一部改正等に伴い規定を整理する等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



(議案補充説明)

## 2 議案第 25 号 本人確認情報の保護に関する審議会に関する 条例等の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

住民基本台帳法の一部改正により、これまでの本人確認情報の利用に加え、附票(※)本人確認情報の利用ができるようになることに伴い、審議会の名称変更を行うとともに、規定を整備する等の改正を行います。

(※) 附票…戸籍の附票のことを指します。住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるため、住民票と戸籍を連携させるものであり、これまでの住所履歴が記載されています。

### 2 改正内容

#### (1) 所掌事務の追加及び審議会の名称変更

審議会の設置は、住民基本台帳法により都道府県に義務付けられていますが、改正後の住民基本台帳法において、「附票本人確認情報の保護に関しても審議会を置くこと」とする準用規定が整備されていることから、条例においても附票本人確認情報に関する規定を追加するとともに、審議会の名称を「本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会」とします。

#### (2) 条項ずれの解消

住民基本台帳法の一部改正により発生する条項ずれを解消します。

### 3 施行期日

(1) 上記 2 (1) については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 10 号に定める日から施行します。

(2) 上記 2 (2) については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

議案第二十五号

本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年二月十九日

三重県知事 一見勝之

本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

第一条 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成十四年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の四十第三項(法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第三十条の四十一第一項(法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。)に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等)</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)第三条第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定によ</p>	<p>本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の四十第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等)</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)第三条第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会は、法第三十条の四十一第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四</p>

る通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会とし、法第三十条の四十第二項（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する調査審議及び建議を行う。

（委任）

第三条 この条例に定めるもののほか、法第三十条の四十第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正）

第二条 本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の四十第三項（法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十条の四十第一項（法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。）に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等）</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）</p> <p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の四十第三項（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十条の四十第一項（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。次条及び第三条において同じ。）に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（三重県情報公開・個人情報保護審査会の事務の特例等）</p> <p>第二条 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）</p> <p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・</p>
<p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・</p>	<p>第三条第一項に規定する三重県情報公開・</p>

十第二項に規定する調査審議及び建議を行う。

（委任）

第三条 この条例に定めるもののほか、法第三十条の四十第一項に規定する法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

個人情報保護審査会は、法第三十条の四十  
第一項に規定する法第三十条の六第一項  
の規定による通知に係る本人確認情報及  
び法第三十条の四十一第一項の規定によ  
る通知に係る附票本人確認情報の保護に  
関する審議会とし、法第三十条の四十第二  
項（法第三十条の四十四の十三において読  
み替えて準用する場合を含む。）に規定す  
る調査審議及び建議を行う。

個人情報保護審査会は、法第三十条の四十  
第一項に規定する法第三十条の六第一項  
の規定による通知に係る本人確認情報及  
び法第三十条の四十一第一項の規定によ  
る通知に係る附票本人確認情報の保護に  
関する審議会とし、法第三十条の四十第二  
項（法第三十条の四十四の十二において読  
み替えて準用する場合を含む。）に規定す  
る調査審議及び建議を行う。

#### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

#### 提案理由

住民基本台帳法の一部改正に鑑み、題名、趣旨の規定等を整備する等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(議案補充説明)

### 3 議案第 27 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて、租税特別措置法等の一部改正に伴い、規定を整理する改正を行います。

#### 2 改正内容

##### (1) 事務の削除

租税特別措置法の一部改正に伴い、連結法人による譲渡に係る優良宅地の認定及び適合証明並びに優良住宅の認定の事務を削除します。

##### (2) 項ずれの解消

医療法の一部改正により発生する項ずれを解消します。

#### 3 施行期日

(1) 上記 2 (1) については、公布の日から施行します。

(2) 上記 2 (2) については、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

議案第二十七号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年二月十九日

三重県知事 一見勝之

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一 一の三（略）	（略）	一 一の三（略）	（略）
二 租税特別措置法（以下各市		二 租税特別措置法（以下各市	
この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたる場合を除く。）		この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたる場合を除く。）	
イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号八、法第六十二条の三第四項第十四号八又は法第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明		イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号八、法第六十二条の三第四項第十四号八、法第六十三条第三項第五号イ及び法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明	
ロ 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号二、法第六十二条の三第四項第十五号二又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定		ロ 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号二、法第六十二条の三第四項第十五号二、法第六十三条第三項第六号及び法第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の認定	

二の二〜四の七 (略)	(略)
四の八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく次に掲げる事務 イ〜ニ (略) ホ 法第六条の三第八項の規定による同条第一項若しくは第二項の報告をしないときの報告命令又は虚偽の報告のときの是正命令の経由 へ〜エ (略)	四日市市
四の九〜三十五 (略)	(略)

二の二〜四の七 (略)	(略)
四の八 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この項において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)に基づく次に掲げる事務 イ〜ニ (略) ホ 法第六条の三第六項の規定による同条第一項若しくは第二項の報告をしないときの報告命令又は虚偽の報告のときの是正命令の経由 へ〜エ (略)	四日市市
四の九〜三十五 (略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二第二号の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



(議案補充説明)

## 4 議案第 54 号 財産の処分について

### 1 木曾岬新輪工業団地の処分について

木曾岬干拓地のうち、伊勢湾岸自動車道以北の一部を、木曾岬新輪工業団地第4期分譲地として、令和4年5月31日から分譲しており、希望する企業に売り払うものです。

### 2 売払いの状況

令和5年8月28日に、日本トランスシティ株式会社(代表取締役 安藤 仁)より1区画 30,116 m<sup>2</sup>の分譲申込みがあり、分譲する立地協定を令和5年11月17日に締結しました。

当該議案は、1区画 30,116 m<sup>2</sup>を同社へ分譲するものであり、令和5年12月25日に5億8,635万8,520円で仮契約を締結しています。

### (参考) 契約金額

分譲 面積	基準地 単価	区画別相対 価格比指数	区画規模別相対 価格比指数
30,116 m <sup>2</sup>	× 22,000 円	× 88.5%	× 100% = 586,358,520 円

# 位置図

売払区画： 

分譲済区画： 

面積： 30,116 m<sup>2</sup>

